

平成 24 年 1 月 17 日

関係者各位

更生会社 水谷建設株式会社
管財人 弁護士 天 野 勝 介

**中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 1 号の規定に基づく再生手続開始申立
等事業者の指定（セーフティネット保証）について**

弊社は、平成 24 年 1 月 16 日付経済産業省告示第 2 号により、中小企業保険法第 2 条第 4 項第 1 号の規定に基づく再生手続開始申立等事業者に指定されましたので、ご報告いたします。

上記指定により、弊社に対して 50 万円以上の債権を有するか、または、弊社との取引依存度が 20%以上の中小企業者は、指定期間（平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日まで）に限り、信用保証協会の保証について、一般保証限度額とは別枠で、普通保証 2 億円、無担保保証 8000 万円等の保証（セーフティネット保証）を受けられるよう特別措置が講じられました。

本制度のご利用にあたっては、中小企業者の所在地の市町村の商工担当課窓口にて認定を受けていただき、ご希望の金融機関または信用保証協会にて保証付融資を申し込んでいただく必要があります。

申し込み後は、金融上の審査がありますので、本制度を無条件でご利用いただけるものではありません。申込者の業況、他保証制度の利用状況等により、保証を受けられない場合もございますので、ご注意ください。

その他、本制度の詳細及びお問い合わせにつきましては、以下の中部経済産業局のウェブサイトをご覧ください。

【中部経済産業局ウェブサイト】

<http://www.chubu.meti.go.jp/chuki/data/shitei240116.pdf>